



Title	一凶漁漁村の實態：道南茅部郡砂原村調査報告
Author(s)	村岡, 夏雄; MURAOKA, Natsuo
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 3(4), 286-300
Issue Date	1953-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22771
Type	departmental bulletin paper
File Information	3(4)_P286-300.pdf



一 凶 漁 村 の 實 態

道南茅部郡砂原村調査報告

村 岡 夏 雄 (漁業学科経営学講座)

THE ECONOMIC INVESTIGATION OF THE ACTUAL CONDITIONS IN A POOR
FISHING VILLAGE, Sawara, SOUTH HOKKAIDO

Natsuo MURAOKA

(Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

From the economic point of view, the author investigated the actual conditions of a poor fishing village named Sawara, south Hokkaido, in June 1952.

The purpose of this essay is to report the actual conditions of a miserable fishing village.

はしがき：豊漁に恵まれても、所謂「大漁貧乏」の言葉が示すように、最近の漁村の経済的窮迫は著しい。まして不漁の場合のその窮状は目に余るものがある。戦後の一時期、漁村を訪れた華かな好況は今や既に昔語りに過ぎない。全国的に漁村は本来の宿命的な姿を取り戻しつつある。勿論、この漁村の窮状は、我国経済の動向から孤立して発生したものでない事は云うまでもない。それ故、われわれが漁村の窮状を正しく見極める為には、我国経済全体の正しい認識が必要である。然し、反面一般的原則の理解が、具体的、個別的現象を見極める事によつて、更に深められる事も事実である。この意味では、一漁村の実態を明かにする事も、たとえそれが一局地的なものであつても、当然、一つの意義をもつであらう。

こゝに紹介する砂原村は、かつては道内随一の好漁場として、資源の豊富を誇り、最も恵まれた漁村として自他共に許す存在であつた。それが、海流の変化、乱獲による資源の枯渇と云つた理由からこゝ数年来、深刻な凶漁に見舞われ、しかも現在の厳しい経済事情の圧力を蒙つて、住民は全く疲弊のどん底に喘ぎ切つて居る——と云つた村である。此の報告は、私が昭和27年、6月19日、20日の両日に亘つて、北大水産学部漁業科経営講座の学生諸君10名と共に試みた調査の結果を、纏め上げたものである。私はこの調査の主要目的を、水産経済の研究にたづさわる学生諸君に、現在の漁村の社会経済的な実状を、少しでも多く認識して貰う事に置いた。従つて精密な数字の結果を狙うと云う事も期さなかつたし、又一特殊問題を提起して、それを掘り下げると云う事もしなかつた。故にこの報告も、或いは技術的統一を欠き、平面的でしかも精粗、所を得ないと云う嫌があるかも知れないが、一応こゝに敢て報告する次第である。

調査には次の様な方法をとつた。調査者を4つのグループに分け、夫々、村役場、協同組合、水産物検査所、小中学校等に於て、統計調査資料を利用し乍ら、基本的な一般事情の聴取りを行い、更に数戸のモデル漁家を選んで、戸別的に聴取りを行つたのである。

第一章 村の一般状況

(一) 自然的地理的条件

本村は北海道南部、渡島半島の東北部に位置し、噴火湾に面する一沿岸漁村である。西南は駒ヶ岳の山麓にその儘連り、函館からは鉄道2時間、この地方の中心都市森町の東方2里の所に位置する。駒ヶ岳山麓にある所から、面積は狭長で、東西3里19町、南北2里32町の帯状を呈して居る。海岸一帯は僅かに平坦であるが、距岸500m位から、起伏に富んだ丘陵地になり、駒ヶ岳の秀峰に続いて居る。河川は殆ど無く、灌漑は全く不可能である。剩え過去に於ける数度の駒ヶ岳噴火の為に、火山灰土が、全村を蔽い、農業は殆ど見るべきものが無い。海岸線の全長は2里半に及ぶが漁港を見ない。自然、漁港は隣接の鹿部、森或いは尾札部等を夫々利用しなければならない。周辺に於ける魚田としては、12哩距てた場所に噴火湾魚田、15哩へだてゝ室蘭沖、或いは南方32哩の恵山沖等が主なものである。気候は、道南噴火湾に面して居る関係から、北海道としては最も温暖、平穏と云つてよく、冬期間を除けば、出漁可能の日数は比較的多い方である。

(二) 社会経済的条件

(1) 村の歴史的沿革

村の開基は遠く400年前の天文年間にさかのぼる。津軽の住人が、鱈漁業のために来訪したのがその嚆矢である。最初は漁期間だけの来訪であつたが、次第に永住するようになった。元亀年間には既に移住者が32戸に及んで一村を形成し、砂原村と称したと云われる。享保年間には、松前藩の一收税地として重要な地位を占めるようになり、一方、現在の掛澗部落は、往昔、旧土人(アイヌ)の居住地で、内地人が来住したのは寛歴に入つてからである。

明治13年には開拓使戸長役場が設置され、砂原、掛澗の両村がその管轄下に入つた。明治39年になつて、はじめて両村の合併が行われ、砂原村と称したのである。当時の戸数は既に428戸を数え、人口又、2,373名に達した。

本村の沿革を語る際に忘れられないのは、駒ヶ岳の噴火である。記録によると、寛永17年に大噴火があり、この時は出漁者が700人溺死して居る。安政3年、明治38年と噴火が続いたが、殊に後者にあつては、熔岩の流出が著しく、掛澗の押出部落は、海面が当時の流出熔岩で埋められた所と云われて居る。昭和になつてからは、4年に大噴火があつて、熔岩流は鹿部方面に流れ、本村はその災を逃

第1表 職業別世帯数(26.10.1)

職業別	世帯別	%
農業	65	4.7%
漁業	789	57%
製造業(水産加工)	121	8.7%
商業	101	7.2%
公務、自由業	37	2.7%
交通業、公益	187	13.5%
無職	33	2.4%
その他	45	3.8%
計	1378	100%

れたのであつたが、この数度の噴火で、全村は熔岩、火山灰土で蔽われ、農耕適地は殆どない。村の発展を見ると、昭和2年に、私鉄、渡島海岸鉄道が、森から掛澗まで開通し、村の発展は大いに促進されたが、更に昭和20年、軍川、森間の迂回線が開通して、輸送の増強、交通の利便は著しく認められたのである。

(2) 村の世帯、人口及び職業別戸数

人口は26年10月現在、8,345名を算する。その中、男は4,181名、女は4,164名である。これを終戦直後の6,591名に比較すると、2,000名近くの増加を示して居る。世帯数は1,378世帯で、その職業別戸数は第1表の如くになつて居る。此の表で製造業の殆どすべては、水産製造業であるから、漁業に関係ある世帯は、70%近くを占め、本村が漁村として典型的

第2表 村民の預金状況

金融機関名	預金額	払戻額	残 額
郵便局	1320万円	1249万円	71万円
砂原漁協同組合	874	89	785
砂原農協同組合	438	359	79
渡島信用金庫	不 明	—	—

て居ない弱点はあるが、全般的には、市場関係は交通の利便により、それ程不利ではない。

金融機関としては、村に郵便局があつて預金業務が行われ、且、渡島信用金庫の支所も存在する。漁業協同組合は、砂原、掛瀬両部落に夫々存在するが、信用事業を行うのは主として前者である。又砂原には小規模ではあるが、農業協同組合も存在し、信用事業を行つて居る。昭和26年度の、村民の金融機関利用状況は第2表のようになって居る。月別の預金額では、漁閑期（漁業終了期）の冬期間が最高で、たとえば、郵便局では2月、漁業協組では12月、農業協組では3月と云つた具合である。預金業務利用度の最高は郵便局の5割、漁業協組は3.5割、農業協組が1.5割と云う割合になつて居る。数字に現われた預金額は、第2表で示されるように、935万円で一戸当りの平均預金額は、6.785円である。

次に村の負債状況を見ると、砂原漁業協組では農林中央金庫から1400万円、道信連から100万円、拓銀から210万円であり、掛瀬漁協組では中金から1,000万円、拓銀から150万円を借入れて居る。この借入金の使途は、砂原共同組合では、その殆どが組合自営のイワシ定置網1ヶ統分の準備資金に向けられる事になつて居り、組合員に対する貸付は150万余円で（25年度）少数の組合員に限られて居る。掛瀬の方では組合員の中、定置業者に貸付けて来たが、不漁で資金回収不能になつた為、最近是小漁業者対象に貸付けられて居るようである。今、村民一戸当りの平均負債額を算定する基礎資料もなく数字を示す事は不可能であるけれど、大凡、2万円位にはなつて居るだろうとの事である。これらの負債は、協同組合では、冷蔵庫、倉庫事務所建物等の固定資本を抵当とし、個人の場合には、漁具、漁船などを抵当として居る。尚、数字には、現われないが、この他に、個人間の貸借が、最近の不況に

第3表 (A) 歳入総額
27,906,065円

村 税	11,058,875円
地方財政 平衡交付金	6,151,000円
財産収入	2,534,011円
使用料及び 手数料	197,052円
国庫補助金 及び交付金	3,225,453円
道費補助 及び交付金	315,204円
繰越金	1,000円
雑収入	168,500円
村 債	2,885,000円
そ の 他	2,813,000円

第3表 (B) 歳出総額
27,906,065円

議 会 費	735,000円	公 債 費	598,693円
役 場 費	6,359,080円	教 育 費	12,876,650円
警 防 費	1,433,870円	社 会 及 び 労働施設費	809,606円
土 木 費	1,786,625円	保 健 衛 生 費	322,650円
選 挙 費	121,472円	産 業 経 済 費	454,067円
財 産 費	1,001,035円	そ の 他	1,307,317円

1割5分のものが、所謂、例の仕込を受けて居るだろうと云う事である。

(4) 村の財政事情

凶漁にさいなまれ、不況に沈潜してる村では、当然その財政も不健全である。そして又、その不健全財政が逆に村民の経済に反映、圧迫する

なものである事が示されて居る。

(3) 市場関係及び金融事情

函館へは鉄道で2時間、地方中心都市森町へは鉄道で10分の行程にある。その他、一日に数回バスが、各地に通じ、陸上交通は至便である。舟運は鹿部港、森港等を経由して、青森、八戸、気仙沼、東京、或いは遠く関西方面にまで通ずる。近距離に大消費地を控え

乗じて、相当活潑に行われて居ると云う事を聞いた。此の場合高いのは、年3割~4割の利率を課せられて居ると云う事であり、少くとも組合員の1割から

事も明かである。昭和26年度の村の歳入、歳出を次の第3表に掲げる。

歳出中最多額を占めるのは教育費で、全額に対して46%に及ぶ。これは全国的に共通の事例であつて、村内には後述するように、小学校2、中学校1が存在する。これに反し、産業経済費及び社会保障費の余りにも少額なのが著しい対象をなして居る。歳入では村税が、その中心となつて居るのは云うまでもないが、地方財政平衡交付金の比重が、極めて大きい。即ち全歳入の22%を占め、その重要性が窺われるのである。村税の内訳は、村民税の3,376,832円、固定資産税3,848,809円、その他の普通税、587,781円、旧法による税収入1,443,030円となつて定り、村税の一戸当り負担額は1,152円30銭と云う事になつて居る。事業税納入該当者は砂原部落の漁業者では皆無、掛澗部落で僅か数名と云う事であり、漁業者の零細性、及び貧窮が窺われるのである。そして更に、26年度分の滞納額が5,015,000円、25年以前のそれが317万円の多額で、その滞納率は26年度は45%に及んで居る。正に村財政は危胎に瀕して居る訳である。

所得税について見ると、納税該当者は全村で僅か18世帯にすぎない。殊に砂原部落では、申告者399名中、該当者は5名なのである。即ち、勤労、扶養等の控除を差引けば、課税対象たり得ないものがその殆どすべてだと云う訳である。如何に凶漁の度合が著しかつたかが察せられる。

(5) 社会、教育施設及び文化衛生の状況

小学校は砂原、掛澗に各々一つ。更に掛澗に分校が一つある。中学校は全村で一校ある。教員数は小学校33名、中学校で16名、児童数は小学校に1,317名、中学校に592名在籍して居る。経営費(物件費)は小学校590万円余、中学校108万円余に達する。これら経費の中、国庫負担額、村費負担額、及びP.T.A.負担額の割合は次の如くである。

	国庫負担額	村費負担額	P.T.A.負担額
小学校	4,163,900円	1,427,845円	386,000円
中学校	550,000円	364,000円	166,600円

即ち国庫負担額は兩者合して全体の6割近くに及び、且P.T.A.の負担額が1割近くを占めて居る。児童一人当りの教育支給金額は、平均小学校で900円程、中学校で2,300円に達する。父兄の負担額はP.T.会費、学用品代等諸経費を合して年間約2,000円余に達する。これでは義務教育も名目的であり、父兄にとつてその負担は、過重であらう。

児童の就学率は小学校で90%、中学校で85%前後であるが、漁期には相当数の欠席児童が出ると云う事を聞いた。

村には青年男女の団体として、青年団が一つあり、その団員数は150名程であるが、何等活潑な動きは示して居ないようである。結局文化指導の中心は学校と云う事になる。経済団体としては、前記諸協同組合がある。

村に於ける新聞、雑誌等の講読状態は、新聞は大體、一戸一紙の割合で購読されて居り、種類は地方紙がその9割までを占め、中央紙は1割に満たない。雑誌は、婦人、娯楽雑誌の普及が著しく、農村で評判の「家の光」が皆無であつたのは異であつた。

ラヂオの聴取率は、1378戸中、542戸が聴取して居り、比較的高率であつた。これはラヂオが唯一の娯楽とされて居る故であり、且終戦直後の未曾有の好況時に、急激に普及したものと想像される。

医療設備としては、保健所診療所と云つたものは無く、村財政の保健衛生の予算も極めて僅かである。たゞ一名だけの内科医が存在し、少し重病になれば、2里離れた森町まで出掛けなければならぬので、極めて不便である。幸な事に伝染病の発生は、こゝ数年間殆ど皆無である。僅かに、赤痢、ジフテリア等が、二、三発生したにすぎない。健康保険加入者数は、学校、郵便局関係の共済組合加

入者を除けば、村民の関心が薄いのか、国民健康保険加入者は殆ど無いと云う事であつた。

第二章 村の漁業経営及び漁業組織

(1) 漁業種類

本村で営まれて居る漁業は次の様な種類に分れて居る。

	漁業名称	漁期	漁獲物
①	イカ釣漁業	8～12月	イカ
②	コウナゴ漁業	6～8月	コウナゴ
③	スケソウ刺網	12～3月	スケソウ鱈
④	タコ箱	1～2月	タコ
⑤	延縄漁業	5～12月	カレイ
⑥	打瀬網	5～12月	カレイ、エビ雑魚
⑦	ニシン刺網	1～4月	ニシン
⑧	海藻採取	5～8月	コンブ、ギンナン等
⑨	小手操漁業	2～12月	スケソウトラ、エビカレイ、雑魚
⑩	ニシン定置網	3～5月	
⑪	イワシ定置網	6～12月	
⑫	コウナゴ定置網	7～8月	

これらの漁業の中、①乃至⑧の漁業は、概して経営規模が小さく、個々の家族労働力だけで、単独に、その所有漁船を用いて営まれる。不足労働部分だけ、稀に1、2名の雇傭労働で補われる程度の極めて零細な経営である。⑨は5屯～20屯の小型動力船で、5名乃至7、8名位の漁夫が乗り込んで営まれるもので、⑩、⑪、⑫の定置網漁業は30名前後の雇傭漁夫によつて、営まれる大規模な、資本制的漁業である。

(2) 漁業者

これらの漁業に従事する漁家は全村で、789戸存在する。この漁家数は25年度は784戸で、人口4,922名、26年度に於て5戸増加して居るが、人口で4,745名になつて居る。5戸の増加に対して反対に人口の177名の減少は、不漁による漁民離村を物語る。此の村で注意すべき現象は漁家の中、352戸は砂原部落に、残りの437戸は掛潤に居住するが、定置網漁業家のすべてが、掛潤に属し、砂原の方は零細

第4表 砂原部落に於ける
従事者状況別漁家数

1	世帯員のみで経営するもの	340戸
2	世帯員及びその他の従事者	11戸
3	その他の従事者のみ	1戸

従事者別数漁家

1人	100戸
2～3人	205戸
4～5人	47戸
6～	0

漁民のみと云う事である。即ち砂原部落の漁家の規模を見ると、第4表に示す如く、すべてが1人から5人までの従事者による零細経営で、且9分9厘までが、自家労働だけで営まれて居ると云う事実である。この事は後述するように、部落対立の大きな原因をなして居る。又、自営漁業状況別表によると(第5表)、零細な自営漁業が209戸を点め、自営兼漁業賃労働戸数は、19戸にすぎない。又専兼業別構成を見ると、全村で、専業漁家は545戸で68%、兼業漁家は239戸で32%である。これは全国漁家の、専兼業比率の夫々27%、73%に比較すると、非常に専業比率が高い。然しこの数字は全幅に信頼出来ないのである。と云うのは、われわれは調査進行中に気がついたのであるが、全村の漁家は殆ど全部が

第5表 自営漁業状況別表(砂原)

1	単独で営むもの	209
2	自家漁業と共に他人と共同漁業を営むもの	67
3	自家漁業と共に大規模漁業に出資者として参加	3
4	組を作つて専ら共同漁業をいとなむ	54
5	自家漁業と他人に雇傭されるもの	19
		352

第6表 漁船数及び屯数

総 数	571隻	1090屯
有動力船	201 (35%)	775屯(76%)
内訳 5屯以下	152 (75%)	
5~10屯	33 (17%)	
10~20屯	10 (8%)	
無動力船	370 (65%)	315屯(29%)

(4) 漁場及び漁業権所有関係

村民の漁場は、大体噴火湾内、地先水面であり、こゝに多くの漁業権が設定されて居る。又前述したように、12哩距つた噴火湾魚田、15哩沖の室蘭沖、或いは南方32哩の恵山沖等が、小手操漁業その他の主要漁場をなして居る。

漁業権の所有関係を見ると、周知のように今年、3月から新漁業法による新漁場の決定が、行わなければならなかつたが、新計画に対しては、種々紛争が生じ、未だ完全な決定を見て居ない。前述のように、元来、本村では大定置網業は殆ど全部掛罫に存し、掛罫と砂原では漁種に自ら区別があつた今定置網漁業について、その計画を見ると次のようになって居る。

	改 革 前	改 革 後 (旧に対する新計画の割合)	
定置網総数	77ヶ統	39ヶ統	44%
内訳 イワシ定置	61 "	17 "	28%
ニシン定置	16 "	17 "	100%

新計画では、重要漁業であるイワシ定置漁業権が、著しい減少を示して居る。これは連年の不漁の為、再編成を余儀なくされたものである。従来は、組合直営のものとしては、掛罫漁業協組が一ヶ統だけ有して居たが、他はすべて個人所有、或いは数人による共同所有であつた。共同漁業権について見ると、これは当然、全部、協同組合所有となるべきものであるが、組合自営は行われず、組合員の自営に委ねられて居る。改革の計画を見ると、

	改 革 前	改 革 後	増加の割合
共同漁業権による小定置数	26	70	270%
内訳 イカ小定置	12	17	140%
コウナゴ底建網その他	14	53	380%

全部なにかしかの土地を有し、農耕を行つて居り、その収穫物は殆ど自給食料であるが、この農耕を兼業として申告に及ばなかつた事が解せられたからである。もし、これを兼業とするなら、実際の比率は更により以上、高率になる筈である。

(3) 漁船の所有状況

云うまでも無く漁船は、漁業生産手段中、最重要のものであるが、本村の漁船所有状況は、第6表の如くである。此の表により、殆ど1屯未満の無動力船が7割近くを占め漁業経営の零細性が窺える。有動力船中、5~20屯の43隻は小手操漁業用と見て大過ない。掛罫に於ける大経営者には個人で、3~5隻所有して居る者もあるが、これらは例外で、他は殆ど1~2隻所有である。従つて漁家、789戸中、漁船無所有漁家は200戸を超えるのである。即ち全漁家の25%余りは漁船を所有しない。之を全国平均、無所有漁家19%と比較すると、著しい高率と云わねばならない。これらの無所有漁家は、定置漁業の雇傭漁夫か、或いは、組を作つて共同漁業を営んで居る者に多い。

となつて居り、このように、計画では、増加が著しく、漁場を零細一般漁民へ広汎に分配、開放すると云う意図がもられて居る訳である。

これらの計画が未だ、完全な決定を見ないで紛争を惹起して居る原因としては、次の事が考えられる。先づ、定置漁業権の絶対数が、77から34に減少し、加うるに2、3年来のイワシ漁不漁の為、申請が従来の一級漁場と称せられる所の優良漁場だけに集中し、その為、に深刻な権利争が生じた事である。又、共同漁業権の組合員による獲得問題に関しては、次のような問題も起つて居ると聞いた。即ち、従来は定置漁業権者であり乍ら、定置の申請に不適格と判定された者が、共同漁業権獲得に乗り出しその優先を主張する。こゝに最初から共同漁業権を申請して来た者との間に、権利争が烈しくなつた事、などである。

この計画を行つた海区調整委員の意図は、新漁業法の趣旨を充分に汲み、広く漁場を漁民に開放し且又共同漁業権を多くする事で、その免許料による収入の増加を図り、逼迫した組合財政の建直しを図らうとした所にあると思われるが、これは、当然考えられる合理的処置でもあろう。そしてこれを敢えて計画した、調整委員の構成を見ると、4名の中、定置漁業者代表は1名であり、他の3名は一般零細漁民中から選出された漁業者であつた。有権者数は、定置関係が436名、一般零細漁民関係1.798名である。故に、必然的に後者の力が強く、それ故にこそ上述のような計画もたてられた訳であるが、これは従来から蟠つて居た部落間対立を、更に烈しくさせて居ると云う事でもある。隣接の森町では、調整委員も、組合の幹部、町会の役員なども、殆ど定置業者で占められて居り、支配的力を有して居る故に、従来通りの漁業権が、そのまま再確認されたと云う事であり、あれとこれと、全くよい対照をなして居る訳である。

小手操漁業の許可漁船数は、昭和23年には50隻に及んで居た。然し24年、25年の不漁は、その中の28隻を既に脱落させ、残りは21隻になつた。所が今年度は更にその中の7隻が、計画的に整理されると云う事である。

(5) 個人企業漁業（定置網漁業）について

本村の漁業種類は既に略述した所であり、又小生産者漁業については、次章の漁家経済の項でふれるつもりである。こゝでは、村の経済に大きな影響をもつ個人企業について、些か紹介しよう。定置網漁業は、沿岸漁村に於ける最も有力な、資本制の大規模漁業である。本村ではこの種の漁業者が掛瀬に10数戸存在する。われわれは、調査第一日の夜、村内屈指の業者であるM氏宅を訪れ、深更まで経営者から話を伺つた。以下、当時ノートした儘を記述しよう。数字はすべて26年度のものである。

M氏は経営する網は3ヶ統である。漁業の他に、漁獲物の加工、農耕、薬工品工場を兼営する。漁期は7月から10月までの4ヶ月間である。前半を夏網と称し、イワシ、イカ、マグロ等を主要漁獲対象とし、後半を秋網と称し、イワシ、マグロ、ブリ、サバ等を漁獲する。毎年6月には、27、8名の漁夫が雇傭される。これらの漁夫は毎年、略一定して居て、地元から8割、外地（本州）から2割で、経営者M氏は「親方」と呼称される。船頭、副船頭等は、彼と縁故関係か、或いは何らかのつながりのある者がすべてで、経営者の「忠実な子分」として存在する。昨年度は不漁であつたが、それでも160万貫の総水揚高があつた。金額にして760万円余である。経営費は637万円を要し、その内訳は、第7表で示されて居る。この経営費の中で、最も重要なものは、薬工品であり、同氏は薬工品工場をも経営し製品の自給を図つて居り、その経営費は一切を含めて、196万円に及んで居る。燃油、染料等の資材費の占める比重は、漁業の性質上さほどでもなく、むしろ、食費が重要性を有して居る。漁期中、雇傭漁夫には、一日6合の白米（四食分）を給さねばならないので、一時期程の入手難は感ぜられないが、頭を悩ますと云う。これら経営資金の調達は、自己資金200万円、中金から80万円、協同組合か

ら500万円、その他市中銀行から若干と云う事であり、過去の実績が物を言つて、資金調達にはそう不便はないと云う事であつた、それにしても協組からの500万と云う融資は、組合貸付金額の殆ど全部と云つてもよく、過去の実績が如何に大とは云え、矢張り「顔」の問題と云う気持ちがせざるを得なかつた、同氏の話によれば、不漁続きで、流石に経営は難澁を極め、資材の値上り、殊に税金には全く、音をあげると云う。然しこんな苦勞も、一度大漁さへあれば、物の数ではない。一千万、二千万立所に入ると云う事であつた、尙同氏は、数町歩の畑地を所有し、そこからの収穫は馬鈴薯が主であるが、(収穫量、600俵)これを、雇傭漁夫の食料にあて、その家族にも所謂、カマドワケする。この農耕作業は、云うまでもなく、雇傭漁夫の家族などにより行われるのである。

第7表 建網3ヶ統経費
内訳

薬工品	130万円
綿糸	70万円
ロープトワイン	20万円
ワイヤー	20万円
染料	15万円
燃油	36万円
雇傭者労賃 (歩合給)	54.5万円
食費	45万円
薬工場経営費	196.5万円
その他	20万円
公租公課	30万円
合計	637万円

漁夫の労賃費は、表では54.5万円になつて居るが、之は24名分の歩合賃銀である。漁夫は不漁で歩合給のない場合は、最低保障の意味で、月3,000円が給せられる事になつて居り、又漁期完了時、経営者の意志で、利益金の中から、九一金と称せられる賞与が若干与えられる。

漁夫には職階があり、夫々歩合給の支給に差異がある。即ち船頭は2人分、副船頭は1.5人分、機関士、帳場は各々1.3人分と云う事になつて居る。これらの漁夫は、漁期中、納屋(番屋とも云う)に寝泊りし、船頭の指揮命令の下、統制のとれた起居を行うのである(尙雇傭漁夫については、後述の組合の項参照)。

(6) 定置網業者と加工業者との関係

本村には120戸余りの水産加工業者が存在するが、彼らは原料確保の為に定置業者と種々の関係を取結ぶ。今その一つを紹介しよう。定置業者の中で、資金の充分な、二、三の業者を除いては、その経営資金捻出の為に、所謂「株」を着業前に加工業者に対して売り出し、それにより資金を賄う者が多い。その方法は、先づ定置業者は、予算を見積り、網の内容経営方針を、加工業者に発表する。その際、加工業者の方からも経営上の要望、意見が開陳され、両者の話合がついて始めて株が購買される。そして加工業者は、その株の代償として、漁獲物の優先配給が、得られると云う仕組になつて居るのである。現在、株は一株25,000円で、大体一ヶ統当り、30株位が限度で売り出されるようである。加工業者は、これを一株或いは二株位購入する。故に一網主に対して、20~30戸位の加工業者が株主として対する事になる。不漁で、この株の返済が不能の場合は、次の漁期、或いは翌年と延ばされる。最近は殆どその支払が停止して居る状態であると云う。この為、網元の倒産前に、加工業者が倒産し、現在は殆ど加工業者で立つて居るものは無いと云われて居る程である。

資金に不自由ない大網主の場合には、この業者に、従来から30戸位の業者が従属して居て、例年、漁獲物の一定量をその網元から購入し、加工した後、再び網元に買上げて貰う仕組になつて居る。こう云つた加工業者は、永年にわたる網主との関係で、親方、子方の関係が維持されて居るのである。

更にこれら網元は、大抵自家にも加工場を有し、一貫作業を行つて居るのが普通であるが、大漁で自家の加工能力を超過した場合には、それを無償で、自己に従属する加工業者に分配し、製品は非常な低廉さで買い取られると云う事である。

(7) 漁業に於ける組合組織

(A) 漁業協同組合

村には漁業団体として、協同組合が、二つ存在する。先頃までは水産加工業協同組合があつたが、

経営不振で消滅した。漁業協同組合は、昭和24年に、砂原漁業会が、新協同組合法に則して、改組されたのであるが、この際、分裂して砂原、掛瀬の二漁業協同組合になつたのである。その理由はむしろ地理的な条件もあろうが、永年に亘る両部落対立の感情がその動機であつたようである。

現、現在、この協同組合が漁民の経済的地位を合理化、向上せしめる為に、どれだけ役立つて居るか、簡単に眺めて見よう。(註、われわれの調査は種々の制約により、砂原漁協組に集中されたので、掛瀬協組については割愛する)。

砂原漁業協同組合は、その主要事業として、販売、購買、利用、信用の四事業を行う。自営漁業はイワン定置一ヶ統を計画して居るが、未だ緒につかない由である。現在組合員は524名で、その中正組合員は484名、40名は準組合員である。組合費の出資口数は、14,927で、一口、500円であるから出資金額は7,463,500円に及んで居る(26年度)。以下各事業内容を眺めよう。

「販売事業」組合員の生産量の80%を集荷し、その額は、4,400万円余に達する。内訳は鯨魚介、3,000万円、水産製品、1,400円、海藻類、61万円である。これにより得た組合の手数料は180万円余であつた、然し最近はこの共同出荷も、遠隔地(関西方面が多い)の商人との取引、市場事情のめまぐるしい変転などの為、中々思うように行かないと云う話であつた。組合によつては、この販売事業が多く、最重要の地位を占め、諸経費の40%がこれにあてられて居る。又販売手数料の収入額は、組合総収益の75%を占めて居る。

「購買事業」組合が組合員に斡旋する資材は、2,000万円に達し、組合員の所要資材の65%を供給して居る。その益金は32万円余である。

「利用事業」組合は、運搬用トラック2台、冷蔵庫を有し、組合員の利用に供して居り、尙24年度25年度の両年に亘り、スケソウ鱈の人工孵化事業を行い、4億粒放流し、道路の改修、移動式簡易船捲器三基を新設した。

「信用事業」組合員の貯金受け入れ、及び貸出しをも行う。25年度の貯金受入額及び、払戻額は第8表の如くで、利用者は355名である。貯金額は普通貯金、購買貯金両者合して、1,869,910円に達して

第8表 組合員の貯金及び払戻状況(25年度)

貯金総額	払戻金額	現在高	利用人員
5,827,710円	3,957,800円	1,869,910円	355名

居るので1人当り、5,260円程の貯金額になる。又組合で借入れている借入金額は第9表で示される。

即ち此の表によれば、25年度3,500万円余の借入金、26年度には1,700万円に半減して居り、借入れ先も、25年度には拓銀が圧倒的多額を占めて

第9表 借入先別、借入金額(25年度,26年度)

借入先	25年度		26年度	
	金額	%	金額	%
拓銀	18,900,000円	53.5%	2,100,000円	11.2%
信連	2,326,000	6.5%	1,000,000	7.0%
中金	14,000,000	4.0%	14,000,000	8.2%
北陸銀行	130,000	0.2%		
計	35,356,000	100%	17,100,000	
	(25年度)		(26年度)	

居たが、26年度にはその比重は半に減じ、殆ど大半は農林中金と云つた系統機関からの貸出しになつて居る。これは、不況の為市中銀行による金融が、逼塞して来たからに他ならない。

組合員への貸付は、24年度には85万円余が8名の組合員に、25年度に於て154万円が同じく8名に貸付けられてるにすぎない。従つて貸付業務は殆ど云うに足りないもので、しかも一部の組合員だけが利用しうる所のもの

であるようである。組合の余裕金は、92万円余であるが、その半ばの40万円余は拓銀、北陸銀行などに預金されて居る。最後に組合の財政収支を見ると、24年度、370万円余の赤字、25年度、同じく160

万円余の赤字である。尙、言い忘れたが、目先の変わった事業として、組合員の為に養豚を奨励斡旋、指導して居ると云う事を聞いた。之も不況対策の一として取り上げられたのである。

(B) 漁業労務者組合

本村に於ける漁業者の団体組織について語る場合、見逃し得ないものゝ一に労務者組合がある。正確な名称は、「砂原村漁業労務者保護組合」と称する。これは戦時中、例の労働力確保、生産増強の役目を買つて、上からの官制組合が、戦後、脱皮して、性格を変へて登場したものと云われて居る。即ち、定置漁業労務者、出稼労働者の保護を立前として村役場の指導の下に再編成されたのである。現在組合員は200名を算し、その大半は地元出身の定置漁業雇傭労務者で、若干、出稼労務者をも含んで居る。昭和24年に、この組合と定置業者の間に決定された協定なるものがあるが、これによりその性格を眺めて見よう。以下は協定書の全文である。

協 定 書

一、条件賃銀は夏秋共月額平人4,000円を給与する。

(但平人でその働不充分の者については、漁場の幹部に於て賃銀を決める)。

二、機関士、帳場の歩合は、一人より一人三分迄の間に於て、その漁場の幹部に於て取決めること。

三、所得税は大略の充当額を切揚の際、経営者に於て徴収保管しておくこと。

四、寝日は夏秋漁共、従業員の所得とし、その分配法は漁場の幹部に一任すること。

五、魚は持ち帰りを嚴禁する。持運びたる者は即時、時価に見積り徴収する。

(船頭から時々充分に注意すること。経営者の命により家庭用として配給する)。

六、歩合は水揚高(金額)の

一級漁場 2割5分、二級漁場 2割5分、三級漁場 2割8分、四級漁場 2割8分

七、業務上、負傷者に対しては、全治迄の治療費を経営者に於て負担すること。

八、業務上、死亡者に対しては、家族の生活不安を除去するだけの保障をすること。

九、九一金は、夏秋区別精算し

一級漁場	夏 300万円	以上水揚したる場合超過分の2分の金額を支給すること。
	秋 500万円	
二級漁場	夏 300万円	〃 2分 〃
	秋 500万円	
三級漁場	夏 150万円	〃 2分 〃
	秋 300万円	
四級漁場	夏 100万円	〃 2分 〃
	秋 200万円	

一〇、魚粕は従業員一人宛()俵分を支給することを各経営者、労務者協定の上、分与すること。

a) 此の支給方法は経営者に於て責任を負うこと。

b) 鮮魚代金は従業員から経営者に支払うものとす。

c) 此の分与に要する経費は原価計算により支払うこと。

d) 分与の対象は地元従業員(近接町村を含む)に限る。

右協定する

昭和24年7月

砂原村定置協会

砂原村漁業労務者保護組合

先づ協定書は最低保障給らしいものを取決めて居るのであるが、われわれが聞いた所では、現在は

それは3,000円と云うことであつた。所得税分を差引いた額と云う事になるのであろう。条件附と云うのは、この支給は歩合給から差引かれるのが建前になつて居るからである。7月から月々最低保障として該金額が支給され、不漁で歩合金が皆無の場合、或いは歩合金が最低保障額即ち3,000円の何ヶ月分かに達しない時は、当該金額の支給で終る。即ちこの場合は正に、最低保障給である。然し歩合が、当該金額を超過した場合は、それは歩合給から差引かれる。即ち、此の場合は、前貸賃銀の性格をもつ事になる。兎もあれ、漁夫は夫々数人の扶養家族をかゝりて居り、この額では最低生活さへ維持出来ないであらう。此の協定書を見て気付く事は、漁場の幹部の権限が、極めて強大であると云う事であらう。勿論、漁場の幹部は船頭、副船頭を謂う。そしてこの組合の委員は選挙によるのであるが、現在そのすべては、船頭、副船頭と云つたこれら幹部で構成されて居ると云う事で、ごく稀に平漁夫の優秀者がなることもあると云つた程度である。組合は一年に一度か二度、大会を開いて種々の事を決定するのであるが、常に、その集りは非常に悪く、又、漁夫で発言などするものは皆無だと云う事である。こう云つた点から見ても、この組合は、協定書が明かに示して居るように、労働組合と云うよりは、単なる労働管理のための綜合機関とも云うべきものであらう。此の取決めも、組合の委員達が、漁夫の眞の声を代表して、網元に交渉すると云うよりは、むしろ、網元との談合によつて決定し、そしてそれを組合員に傳達すると云う式のもので、御用組合の域を一步も出るものではないと云う事が解ると思う。この組合の育成に直接タッチし、努力をつゞけて来られた村役場の某氏は此の村に於ける最も誇るべき（他には見られない）民主的制度の唯一のものであると、誇らしげに話されたのであるが、実際の内容は、こう云つた類のものであつた。

最後に、この組合の性格を更に理解する意味あいから、以下、雇傭漁夫について調査した所を紹介して置く。われわれは納屋で、漁夫のいくたりかと、又船頭とに色々話を聞いた。その折の漁夫の声を断片的に記して置く。

毎年雇傭の契約は、6月に船頭を通して結ばれる。契約期間は7月1日から10月31日までである。昨年の例では、春=シンの時、17名で、夏秋は27名が雇傭された。これらの漁夫は大半が、毎年、永続的に雇傭される。二、三人だけが（これも外地の者が多い）新顔である。長い漁夫では、12年間連続と云うものもある。従つて、親方は勿論、船頭にも永年馴染んで居り、色々面倒もかけ恩も蒙つて居る。だから不漁だと云つて、そう簡単に、親方をかえるなんて云う義理知らず、恩知らずは出来るものではない。第一不漁で苦しむのは、自分達だけではなく、誰よりも一番親方が辛い筈である。親方はかまども大きいだけに、かゝりも大変で、不漁の打撃は、自分達とは比較にならない。親方があつての吾々で、親方がつぶれたのでは、もとも子も無くなつてしまう。こう云つた苦しい時、月、3,000円の給料が貰えるだけでも有難い事である。勿論、その3,000円で生活が出来るわけでは無いのだが、無理は云へない。……こう云つた考えが、彼等漁夫に共通して居る考えのようである。そして、何時か一度大漁さえあれば、と云う切なる希望が、現在の苦勞をを彼岸に追いやつて、たゞそのはかない希望に生きるのである。実際、一度大漁があれば、彼等の懐にも20万、30万と云うまとまつた金が入り込むのも又事実なのである。

彼等は又、賃銀制度については、徹頭徹尾、歩合制給を礼讃し、且希望して居る。その歩合制賃銀はこゝでは、その算定に次のような方法がとられて居る。即ち、総水揚高から、経営に必要な経費一切を差引いた残額を、漁夫の取得給とし、更にそれを協定書の（二）で決定されてる割合で、各自に分配するのである。この場合、漁夫は漁期間の食費は給せられるが、自己に必要な、合羽、長靴等の（漁撈作業に不可欠な生産手段でもある）身の廻りのものは、すべて自弁せねばならないのである。漁夫の出身地は、その大半が、掛瀨部落であり、その家族の者は、農繁期には、網元の畑を耕しに行

く。そして、網元から収穫物をカマドワケされるのである。昨年のこれら漁夫の平均の賃銀取得額は全漁期を通じて、約2万円余であつた。漁期以外の時期は、炭鉱、土木工事、日傭等に出掛けると云う者が多かつた。

こゝの漁場の船頭は、網元の遠縁に当る。漁場に於ける船頭の支配力は絶対的で、その指揮統制下に、秩序正しく漁夫達の起居が行われて居る。船頭の話では、「漁場では船頭が親父で、副船頭が母親である。お互いに気心も充分に知り合い、家族的に運営して行つてこそ、漁場の秩序も保たれ、魚も獲れる。こゝの漁夫には優秀な者が多く、文句を云う者もなければ、怠ける者もない、非常にうまく行つて居る。」と云う事であつた。船頭の立場は、網主に対して漁夫を代表すると云うよりは、全く漁夫に対して、網主の意嚮を代弁すると云う性格を強くもつてるものゝようである。

以上、われわれは、納屋を訪ね、色々話を聞き、又その仕事振りを眺め、今更の様に漁村に於ける封建性の根強いしくみ、又、漁夫の経済的地位の低さを感じ、こう云つた状態におかれてる人々に階級意識の目覚め等を要求するのは、所詮要求する方が無理なのであり、且つ又、人権がどうの、民主主義がどうのと、えらそうな口を利く事自体、それらの人々を冒瀆する以外の何ものでもないと云う事を感じざるを得なかつたのである。

第三章 漁 家 経 済

一般事情の調査を終つて、われわれは、その日の夜と、第二日目の午前を個々の漁家の経済調査に費した。各層を代表すると思われる、モデル漁家を選定して貰い、夫々二、三名づつで聴取りを行つたのである。この調査で痛感した事は、何時もの事であるけれど、この種調査が、或る種の技術と、熟練を絶対的必要条件とする事、従つて慣れない事には非常な不便と困難に終始すると云うことである。漁家には正確な簿記記帳がある訳でなく、その大半が、単なる記憶に基く資料であり、殊に、現金收支事情に於ては、或る種の警戒心から発言が行われるので、その真実を掴み出す事は並大抵ではないのである。従つて、その数字には、多少の誇張、割引が存する事は、容易に想像され得る。これを如何に処置するかは調査者の判断によるわけであるが、われわれは出来る限り、調査者の主観に基く判断は排除し、聴き取り得たそのまゝを忠実に記録すべく心懸けた。従つて、これだけの調査でも免も角、この村の漁家経済の大凡の内容は、略々誤りなく示して居るものと確信する。

以下、便宜上、仮りに調査漁家4戸を、A, B, C, D, として記述する。

1. 小手繰業者、A氏の経営と家計

A氏は家族数、12名、労働力は家族労働3名、小手繰漁業では、雇傭労働2名を村内から求め、都合5名で行う。漁船は発動機船、10屯1隻、他に磯舟一隻を有する。小手繰漁業の漁獲は、エビ漁を主とし(70%) その他、カレイ等雑魚を従とする。漁期は10月から5月末日までである。小手繰以外の漁業として家族労働だけで、スケソウ、ニシン刺網と、コウナゴイカ釣、コンブ採取等を行う。これらの漁業の收支内容は第10表の如くである。

第10表 A氏の経営収支

漁業種類	生産高	経営費
小手繰漁業	1,100,000円	850,000円
スケソウニシン刺網	85,000	
コウナゴ舟曳網	220,000	
イカ釣	40,000	
コンブ採取	30,000	
合計	1,475,000	1,000,000

表の説明、小手繰漁業の経費支出の内訳は、85万円の中、60万円は燃油、漁網、漁具費、漁船修理費、雑具補充費、漁獲物の運搬賃等の諸経費であり、25万円は雇傭漁夫2名の歩合賃銀である。此の歩合賃銀の

第11表 A氏年間生計費表

食費	250,000 <small>円(副食物自家生産分を含まぬ)</small>
衣服費	60,000
光熱費	26,000
教育文化費	7,900
医療衛生費	20,000
交際費	40,000
嗜好品費	24,000
その他	50,000
合計	477,900
公租公課	18,000 <small>(村民税、固定資産税、所得税を含まず)</small>

算定には次のような方法がとられて居る。即ち総水揚から、上述の諸経費を差引いたものを、船主と雇傭者で折半するのである。この場合、雇傭漁夫は、自己の食料及び衣料は自弁しなければならない。従つてA氏の所得分は25万円と云う事になる。小手操以外の漁業の経費は15万円で、水揚高が、37万5千円故、所得は22万5千円である。但しこの所得にはイカとコウナゴの加工純益が含まれて居る。このすべてを含めて、A氏年間漁業所得は、47万5千円である。この所得を家計との相関で眺めると、年間生計費が、477,900円で、(第11表)この他に公租公課が、去年は18,000円であつた。これは村民税、固定資産税がその主内容であつて、A氏の場合には、所得税は賦課されて居ない。で、都合、差引、20,900円の赤字である。尙、A氏は、漁業以外に、畑地一町歩余りの耕作を行つて居り、その収穫は馬鈴薯200メ、蔬菜若干である

がそれらのすべては、自給食料として消費されて居る。従つてそれを食費に換算、算入すれば、生計費中、食料費の占める比重は更に増大する事になるであろう。

(2) 小生産者、B氏の経営と家計

B氏は、家族員数8名、労働力2名、雇傭人なく、所有漁船は、5屯の動力船、磯舟各1隻で、底

第12表 B氏の経営する漁業とその收支

漁業種類	漁期	漁獲物	生産高	経営費 <small>円</small>	平均出漁日数
底曳網	5月~12月	カレイ、スケソウ鱈その他	130,000円	10,000	134日
鰯刺網	2月~4月	ニシン	17,000円	15,000	86日
スケソウ鱈刺網	1月~2月	スケソウ鱈	0		80日
コンブ採取	7月	コンブ	13,000円	2,000	12時間
合計			160,000円	27,000	

建網、ニシン刺網、スケソウ刺網、コンブ採集等の漁業を行う。その收支関係は第12表の如くである。

経営費として、第12表に示した、27,000円の他に、漁網染料代として、別に4,000円、漁場使用料として、2,600円の経費を要したので、これを加えると、全支出は、33,600円になる。生産高は、160,000円故、漁業所得は、126

第13表 B氏の年間生計費

食費	180,000円
衣服費	26,000円
光熱費	20,900円
教育文化娯楽	3,000円
医療衛生費	1,000円
住居費	0
嗜好品費	30,000円
貯蓄(保加入)	5,000円
合計	265,900円
公租公課	25,000円

,400円である。此の外、漁業外収入として、B氏の場合は、家族2名が夫々、学校職員、役場吏員としての俸給が、120,000円である。従つて一家の全所得は、246,400円である。所が、生計費は、第13表に示したように265,900円、及び公租公課、25,000円を要して居るので、結局差引34,500円の赤字と云うことになる。この他に、畑地5反程度を所有し、蔬菜を栽培するが、これはすべて自家用に供せられる。従つて此の場合も、A氏の場合と同様、食費の項目に加算されて居ない。

(3) 漁業労働者C氏の家計

C氏の場合は、家族員数6名、労働力は戸主夫婦の2名である。同氏は小手操漁船の乗組員として、歩合給、63,000円の収入を得た。この歩合給の算定法は、(1)の所で記述した通りであつて、乗船中の衣食は自弁である。乗船期間は、8月から12月までの5月間であつた。此の期間以外の、3,4,5,の3ヶ月間は、石狩、浜益のニシン漁場に、更に、6,7の2ヶ月は、釧路方面の工場の臨時工員として出稼した。その収入が合計

70,000円を算する。その他、7反許りの土地を有し、婦人労働で農耕が行われ、自給食料以外の収入として、60,000円程あつた。従つて年間の総収入は、193,000円である。此の中、乗船中及び出稼中の衣食品代、旅費等を経営費と見積り、それが25,000円を算し、又公租公課が10,000円程あるので、これらを総収入から差引いて見ると、年間の純所得は、158,000円である。所が生計費として、180,000円を要して居るので、收支決算は22,000円の赤字である。今後の生活の計画として、同氏の語る所によると、「村の凶漁が、今後も続けば、小手繰乗組は、さつぱりと断念して、出来るだけ他の漁場へ出稼ししなければならぬだろうし、又土木工事でも、日傭でも、兎も角、働きうる所があれば、どこへでも出掛けねばならないと思う。」と云う事であつた。

(4) 水産加工業者 D氏の経営と家計

村には120戸許りの水産加工業者が居住する。加工業者の場合、打ち続く不漁の打撃は、原料入手の途を全く阻まれて、事情は一層深刻、悲惨である。D氏は、中流或いはそれ以上の加工者であつたが、今は全くその経営は成り立つて居ないのである。

家族員数は12名、労働力は2で、繁忙期以外はすべて、戸主夫婦の自家労働により営まれる。加工は、イワシ、サバ、イカ、コウナゴ等種々の魚種にわたつて行われるが、主なものはイワシ粕の製造である。昨年は不漁の為、イワシ加工は全然出来ず、僅かにイカ、3,000貫をスルメに加工して、45,000円の純益を得ただけと云う。従つて生計は、加工業以外からの所得で、営まなければならない。

第14表 D家の現金收支関係

収入額 325,000円		支出額 415,000円
内 訳	イカ加工	45,000円
	家族2名の俸給	114,000円
	農業収入	86,000円
	仔豚7頭売却代	10,000円
	仔馬1頭売却代	15,000円
	役馬貸賃	55,000円
		325,000円
		生計費 406,000円
		公租公課 9,000円
		415,000円
差引 90,000円の赤字		

第15表 D氏生計費内訳

食料費	216,000円
衣料費	96,000円
光熱費	36,000円
住居費	12,000円
教育文化費	36,000円
医療衛生費	6,000円
貯蓄	0
その他	4,000円
合計	406,000円

即ち、次男が附近の工場の工員として、長女が女中として他家に住み込み、その所得が、114,000円、更に同家は副業として、畑一町歩を有し家族労働による耕作と、家畜飼養を行う。農耕

第16表 売却資産品目

品 目	数量	売却価格
モーター	1	17,000円
トランス	1	15,000
削 節 機	1	3,000
釜	1	10,000
精 米 機	1	5,000
タルキ、ムシロ	若干	30,000
(加工用資材) その他		10,000
計		90,000

からの収入は馬鈴薯を主とし、蔬菜を従とするが、その収入額は、馬鈴薯の売却代として、86,000円を算した。又仔豚7頭の売却代として、10,000円、仔馬1頭の売却代として、15,000円及び、役馬1頭の使用代(荷馬車賃)として、55,000円の収入を得た。従つて加工業以外の収入は、合計、280,000円に達する。所で生計費は、第14表に示されるように、415,000円を算するので、年間総所得との差引では、90,000円の赤字である。そしてこの赤字は、資産売却で埋め合はされた。売却した資産は第16表で示される通り、殆どすべて、加工業用生産手段である。

尙、負債が、25万円。又一昨年度分からの税金滞納額が、1万円に及んで居る。一方、貸付、及び投資は、昭和2年以降、

第17表 漁家所得及び家計費

漁家名	漁業			漁業外所得	漁家所得	生計費
	収入	支出	所得			
A	1,475,000円	1,000,000円	475,000円		475,000円	495,900円
B	160,000	33,600	126,400	120,000	246,000	265,000
C	63,000	25,000	38,000	130,000	168,000	190,000
D			45,000	280,000	325,000	415,000

定置業者に、加工原料確保の為に年々投資した株の金額が累積して50万円に及んで居るが、それは配当は愚か返済される事も全く覚束ないと云う事である。
扱最後にこれら四漁家の所得と家計との相

第18表 漁業所得、漁家所得と家計費との関聯

漁家	漁業所得—生計費	漁家所得—生計費
A	— 20,900円	— 20,900円
B	— 133,600円	— 19,000円
C	— 152,000円	— 22,000円
D	— 370,000円	— 90,000円

第19表 調査漁家のエンゲル係数

A	50%	全国農家平均	55.9%
B	68.8%	全国漁家平均	62%
C	—	全国都市勤労者平均	44.6%
D	52%		

関を総合して見ると次の如き表が得られる。(即ち、第17表、第18表、第19表)。

調査対象四漁家共すべて、漁業所得だけで生計を支え得るものは、一戸も無く、漁業外所得をくり入れても尙且、全部が赤字である。又、エンゲル係数をとつて見ても、夫々、50%、68.8%、不明、52%と云う数字が出て居るが、これらは、Dを除いては、自家生産物たる農業生産物を換金して、食費に計上して居ない。もし計上するならば、上記の数字は更に上廻る事になる。

附記：此の調査に関し、種々御配慮下さつた関係当局の方々に心から感謝致します。殊に吾々10名の宿泊をお世話下さつた坂本氏、又種々斡旋下さつた石灰氏に深く感謝致します。

(昭和27年12月1日記)

(水産科学研究所業績 第143号)